2001 年度 JLA 中堅職員ステップアップ研修 2001 年 10 月 15 日(第3回) 奥角文子 (江東区立亀戸図書館)

領域:社会の変化に対応する図書館サービス(区分C)

「図書館の自由」

(はじめに)

- ・ 行政改革の嵐が吹き荒れる公共図書館の現場から
- ・ 改めて"資料提供"の意義について
- ・ 市民の幸福追求に役立つ図書館サービスとその組織のあり方について考えたい。
- 1 図書館をめぐる社会的状況

経済不況、失業率5%、高齢化 地方分権、財政健全化(業務委託問題) IT化 教育改革と生涯教育機関としての図書館の役割

- 2 「図書館の自由」をめぐる社会状況 メディア規制の動き - 「過剰報道と商業主義」、マスコミ不審
 - ・「青少年社会環境対策基本法」(案)
 - ·「個人情報保護法」
 - ・人権擁護推進審議会答申「人権救済機関」の設置 情報公開条例と自主規制の動き
 - ・強い行政の意志の表示

職員問題

市民の取り組み

- 3 戦後の図書館のあゆみと「図書館の自由宣言」
 - 「真理が我らを自由にする」
 - ・ 市民の「知る自由」に奉仕する図書館の公約
 - ・ 過去、現在、将来に渡って
- 4 「宣言」に関わる事例

にわかに増加する資料提供制限について - 「宣言」第2-1(1)

- ・ 「ハリー・ポッターと秘密の部屋」(J.K.ローリング著 松岡佑子訳 静山社)
 - * P438「...バンドンの泣き妖怪を追い払った魔女は兎口(みつくち)だった。...」
 - * 『「ハリー・ポッターと秘密の部屋」における口唇・口蓋裂の表現について』 『口友会』(口唇・口蓋裂友の会編・発行 101,2000年11月26日)
 - * 『「ハリー・ポッターと秘密の部屋」(静山社)における口唇・口蓋裂者に対する 差別的表現箇所の削除にいたる経緯説明と削除前の本の教育現場や学校図書室

- (館)での扱いに関するお願い』(教育長殿 平成13年1月15日付け 同会)
- * 「...ご検討いただいたことへのお礼とこの件に関する現状報告(2/13 ")
- * 中野区立図書館報 22 2001年2月号
- * 館内の論議を経ることなく通達文書で対応してしまうケース (ピノキオの教訓)
- 雑誌「クロワッサン」(昨年10月号)の記事
- ・「差別的表現を批判された蔵書の提供について(コメント)」(「図書館雑誌」95(2) 01/02p88)*資料
- ・ 東大和市立図書館の雑誌「新潮45」提供拒否不服訴訟判決(平成13年9月12日)
 - * 大阪堺通り魔事件少年実名報道

神戸地裁判決(1999.6.9) 損害賠償請求認める

大阪高裁判決(2000.2.29)請求棄却。少年法61条は損害賠償請求の根拠になりえない倫理規定

- *資料(判決文及び9/13朝日)
- *図書館の提供(制限)が法律上で問われた事例
- ・ 「図書館の自由に関する事例33選」(図書館と自由第 集 JLA 1997年)
- ・ 名誉・プライバシー侵害の頒布差し止め仮処分決定に対する対応 「名誉プライバシー侵害図書の閲覧制限措置請求権について」

松本克美論文(『早稲田法学』74巻3号)

「図書館資料のなかの個人情報の保護」福永正三論文(『図書館界』51巻3号)

- <3要件論>(1)司法がある表現に名誉・プライバシーはじめ人格侵害の事実を認め、
 - (2)被害者が図書館にその判断を通知し、(3)提供制限を求めてきたとき、 その図書館には現在と将来にわたる侵害を避けるために、より制限的で ない何らかの措置をとる義務が生じるのではないか。
 - * 表現の行為者としての著者・出版社に対するペナルティーと市民の知る自由権を保障する図書館は区別されるべきである。
- 5. 自分の図書館で問題が起きたときどうするか
 - <参考事例>「フォーカス」袋綴じ提供問題~制限的提供への道筋
 - * "図書館の危機管理"説
 - * 町田市立図書館研修用ビデオ参照と討論
- 6 図書館は利用者の秘密をまもる 「宣言」第3
 - ・ 任意捜査、強制捜査への対応
 - 自治体の個人情報保護条例
 - ・ システム管理・保守、業務委託等におけるプライバシー保護上の協定
- 7 IT 化する図書館と「図書館の自由」
 - ・イギリス図書館協会「図書館でのフィルタリング・ソフトの利用について」声明
 - ・奉仕するすべての人に、情報へのフリー・アクセス、平等なアクセスを保証する